

【ご寄附に対する税制上の優遇措置について】

① 個人の皆様

本学園は文部科学省より寄付金控除の対象となる「特定公益増進法人の証明書」の交付を受けております。ご寄附については、確定申告を行うことにより、税制上の優遇措置が受けられます。

◎所得税

本校への寄附金は「特定公益増進法人」に対する寄附金に該当し、寄附金額が2,000円を超える場合は以下の計算方法で寄附控除として所得から控除できます。本学園で発行する「払込受領証」「特定公益法人証明書」(写)を添付し、確定申告を行ってください。

所得控除額 = (寄附金額 ※1 - 2,000 円) × 所得税率 ※2

※1 その年の総所得金額等の40%を限度額とします。

※2 所得金額に応じて5～45%課されます。

所得控除額の目安

寄附金額	1万円	3万円	5万円	10万円	30万円	50万円	100万円
課税所得金額	控除額						
300万円	800	2,800	4,800	9,800	29,800	49,800	99,800
500万円	1,600	5,600	9,600	19,600	59,600	99,600	199,600
700万円	1,840	6,440	11,040	22,540	68,540	114,540	229,540
1,000万円	2,640	9,240	15,840	32,340	98,340	164,340	329,340
2,000万円	3,200	11,200	19,200	39,200	119,200	199,200	399,200

※上記は目安であり個人の所得や各種控除額によって所得控除額は異なりますので、ご了承ください。

◎住民税

本学園は、福岡県および福岡市より寄附金控除の対象として指定されていますので、個人住民税の控除の対象となっています。寄附金額が2,000円を超え、ご寄付された翌年1月1日に「福岡県」または「福岡市」にお住まいの方は、個人住民税の寄附金控除対象となります。

詳細は、住民税を納税されている自治体にお問い合わせください。

② 法人の皆様

企業等の法人からのご寄附は、寄附金額を当該事業年度の損金に算入することができます。

寄附金額のうち、一般寄附金の損金算入限度額までの金額は、一般寄附金とは別枠で当該事業年度の損金に算入することができ、法人税の負担が軽減されます。本学園で発行する「払込受領証」「特定公益増進法人証明書」(写)を添付し、確定申告を行ってください。

【特定公益増進法人等に対する寄附金の別枠の損金算入限度額】

$(\text{資本金等の額} \times 3.75/1000 + \text{寄附金支出前の所得金額} \times 6.25/100) \times 1/2$

【一般寄附金の損金算入限度額】

$(\text{資本金等の額} \times 2.5/100 + \text{寄附金支出前の所得金額} \times 2.5/100) \times 1/4$